

奈良県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町宮古四七一―一〇
〃	藪内 幸夫	大和高田市根成柿八六
〃	永田 正利	御所市下茶屋一四三
〃	谷 春夫	吉野郡大淀町今木四五六一五
〃	清水 一雄	香芝市穴虫一〇八四
〃	小走 三郎	葛城市新村三三三
〃	橋本 久信	〃 當麻一五五
〃	出井 治	北葛城郡広陵町三吉一三五―一
〃	谷本 宗司	〃 河合町池部一―一〇―二四
〃	森本 政弘	高市郡高取町観覺寺一四一五
〃	北吉 賢次	橿原市木之本町二三七
〃	小西 哲男	桜井市卷野内三四五
〃	細井 秀和	磯城郡三宅町小柳四三四
〃	川口 和良	天理市遠田町三八一―三
〃	野戸 康弘	〃 上総町一四二
〃	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	堀口 嘉信	生駒郡安堵町窪田一〇九九
〃	杉本 義衛	桜井市箸中一一二四
監事	堀川 好治	橿原市新堂町八五
〃	辻元 梢裕	御所市東辻一〇一
〃	永曾 喜太郎	天理市長柄町七三三
〃	吉川 隆重	葛城市疋田二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町宮古四七一―一〇
〃	上田 秀宣	大和高田市磯野三―五
〃	永田 正利	御所市下茶屋一四三
〃	木村 恭久	〃 玉手四七六
〃	清水 一雄	香芝市穴虫一〇八四
〃	小走 三郎	葛城市新村三三三
〃	寺田 清男	〃 大畑一二九
〃	松川 忠雄	北葛城郡広陵町広瀬九
〃	土谷 直儀	〃 王寺町畠田七―四―二〇
〃	古 孝文	高市郡明日香村栗原六七八―一
〃	堀川 好治	橿原市新堂町八五
〃	北吉 賢次	〃 木之本町二三七
〃	辻 一夫	磯城郡田原本町法貴寺一六六二―一
〃	浅越 専司	〃 川西町唐院二五六
〃	川口 和良	天理市遠田町三八一―三
〃	野戸 康弘	〃 上総町一四二
〃	益田 勝	大和郡山市宮堂町五四一
〃	寺川 努	〃 小南町二五
〃	福田 照美	橿原市東坊城町五四二―二
監事	堀内 成信	桜井市出雲一二六〇―一
〃	越智 治義	香芝市五位堂五―一四八
〃	細井 秀和	磯城郡三宅町小柳四三四
〃	杉本 義衛	桜井市箸中一二二四